

宮労基協塩支発第 21 号

令和 7 年 2 月 3 日

公益社団法人 宮城労働基準協会  
塩釜支部 会員各位

公益社団法人 宮城労働基準協会  
塩釜支部長 千葉 浩介  
(公印省略)

本部、支部情報の電子配信にかかる事業場内情報共有体制の見直しについて (お願い)

日頃より、塩釜支部業務運営にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

お陰様をもちまして昨年中の支部業務はほぼ計画通りに進捗し、併せて業績も順調に推移しております。  
皆様のお力添えに改めて感謝申し上げます。

さて、昨年来より皆様には、各事業場様のメールアドレスを協会ホームページ等よりご登録いただき、お陰様で昨年末現在、約 70%のご登録を頂きました。改めて感謝いたします。

その中、来年度からは宮城労働基準通信は全て電子配信 (1 事業場 6 アドレスまで配信可) とし、やむを得ず冊子受領となる皆様には配達料金の値上がりもあり、恐縮ですが一定の実費を頂くことになりました。

つきましては、現在も事業場メールアドレスを未登録の会員様はこの機会にぜひ、ご登録をいただきますよう宜しくお願いいたします。

ここで、塩釜支部事務局よりお願いがあります。

お陰様でメール配信率は前述の通り約 70%と高まりましたが、一方で、協会支部からの送信メール (最大 1 事業場内 6 アドレス) が各事業場内で受信後、幅広く回覧のうえ情報共有 (特に経営者様等あて) されていないのではないか、とのご指摘を頂いております。

これまでの具体的事例として、各支部で開催されている安全祈願祭のお知らせ (電子配信) を知らずに事務局あて問い合わせが入り、締め切りを過ぎてから申し込まれた会員様がかなり多くみられました。

タイムリーにいち早くお届けいたします「行事開催案内」、「法律等の改正および対応講習会の案内」等が一部の方のメール着信に止まり、経営者様等に共有されていないことも原因のようです。

大切なお知らせでございますので、今一度、事業場内の情報共有ルートを再確認頂き、皆様に迅速に正しく伝わるよう、ご対策を重ねてお願い申し上げます。

今後とも、塩釜支部への業務ご支援、事務局へのご協力を何卒よろしくお願いいたします。

以 上